

人間ドック検診料の助成

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868



後期高齢者医療担当 ☎991-1884



松伏町国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者が人間ドックを受診した場合、検診料の一部を助成します。

	国民健康保険	後期高齢者医療保険
対象者	申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している35歳から74歳の方	松伏町に住民票がある又は住所地特例適用施設等に入所している方で、後期高齢者医療保険に加入している方
定員	150名	60名
助成区分	①指定医療機関 (埼玉あすか松伏病院又は埼玉筑波病院) ②指定医療機関以外	人間ドック実施医療機関
自己負担額 又は 助成金額	①自己負担額15,000円で受診 ②人間ドックに要した費用の7割のうち、 21,700円を上限として助成	人間ドックに要した費用(100円未満は切り捨て)で、20,000円を上限として助成
助成申込	受診前に、次の書類を持参し、窓口で申請 《必要書類》 本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)	受診前に電話で後期高齢者医療担当 (☎991-1884)へ申込み
	※人間ドック受診後の助成申込みは、受付できません	
人間ドック 受診後の 手続き	人間ドック受診後1か月以内に、次の書類を持参し、窓口で申請(令和9年3月31日(水)まで) ・本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等) ・人間ドック検診結果表 ・領収書(「人間ドック」と記載があるもの) ・預金通帳(助成金振込口座) ※国民健康保険の方で指定医療機関を受診した場合は受診後の手続き不要	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき、同一年度中に1回の助成 ・検査内容等に不足、不備がないこと ・国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料に滞納がないこと ・令和8年度に町の特健康診査又は後期高齢者健康診査を受診していない(する予定がない)こと ・受診結果を国へ統計資料として提供することに同意していただけること 	

保養施設利用料の助成

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868



後期高齢者医療担当 ☎991-1884



町では、加入者の健康保持増進を図る目的から、ホテル・旅館などの契約保養施設*の利用料を助成しています。ご家族の旅行などにご利用ください。

*契約保養施設(指定保養所)リストは窓口で配布、町ホームページに掲載しています。

▶対象 国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料に滞納がない方

▶申込み期間 令和9年3月23日(火)まで(利用は、令和9年3月31日(水))。

▶助成金額 年間1泊に限り大人2,500円 こども1,500円

▶申請方法 事前に申請が必要(利用日の7日前まで)。いかなる場合でも、利用後の申請は受付できません。

まつチャレ申請受付中！！

(まつぶし地域づくりチャレンジ補助金)

問合せ 政策総務課 総合政策担当 ☎991-1818

これまでの松伏町公募制補助金を見直し、地域の魅力向上につながる取組や地域課題の解決など町内への具体的な効果をより重視する制度としてスタートしました。

愛称は「まつチャレ」。町内で挑戦する団体の取組を応援します(審査あり)。

▶申請期間 4月1日(水)～5月31日(日)

▶対象団体 町内を主な活動対象とし、規約等を有する団体

▶対象事業 町内で実施する公益的・公共的な事業(他の補助金を受けていないもの)

▶補助内容 補助率 対象経費の2分の1以内 上限額 50,000円

地域ので、もっと住みやすいまちへ。まずはお気軽にご相談ください。※詳細は町ホームページをご確認ください。